

出産・子育て応援事業



令和5年2月14日開始

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、市がこれまで行ってきた妊娠期から子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援に繋ぐ「**伴走型相談支援**」にあわせ、出産や育児にかかる費用負担の軽減を図る「**経済的支援**」を一体的に実施し、妊娠届出時と出産後にそれぞれ5万円を給付します。

1 給付対象となる方・給付額

※給付にあたり所得制限はありません

妊娠
した方



(1) 出産応援給付金（妊娠届出時）

- 【対象】 ● 令和5年2月14日以降に妊娠届出をした妊婦の方
● 妊婦本人が、妊娠届出時に保健師等との面談を受けた方
● 他自治体で出産応援給付金(5万円)の給付を受けていない方
- 【給付額】 ● **妊婦1人当たり5万円**

出産
した方



(2) 子育て応援給付金（出産後）

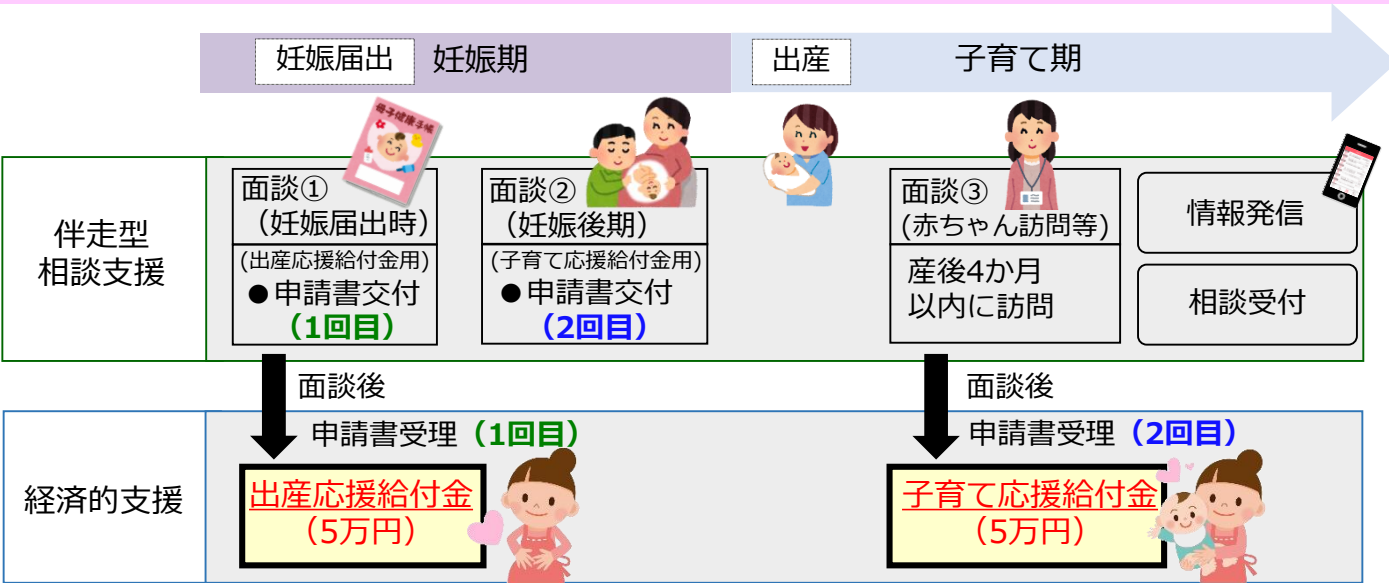
- 【対象】 ● 令和5年2月14日以降に出産し、児童を養育している方
● 他自治体で子育て応援給付金(5万円)の給付を受けていない方
● 赤ちゃん訪問時等に、保健師等との面談を受けた方
- 【給付額】 ● **対象児1人当たり5万円**

令和4年4月1日～令和5年2月13日に①妊娠届出をされた方 ②出産された方も対象となります。案内や申請書・アンケート等を次のとおり発送します。

- ①の対象の方は令和5年3月以降順次（出産後1～2か月を目途）
②の対象の方は令和5年2月中旬頃

令和5年2月14日以降に、妊娠後期の面談がある方は、その際に配付します

2 給付の流れ（令和5年2月14日以降に妊娠届出をする方）



申請に必要なもの

- ①申請書
- ②本人確認書類の写し（運転免許証など）
- ③振込口座情報がわかるもの（通帳の写しなど） ※申請書受理後、1～2か月で指定口座に振り込みします。

3 お問い合わせ先

妊娠・出産・子育てに関する相談

保健センター（健康づくり推進課）
TEL：0126-25-5540
FAX：0126-25-5524

給付金の申請・支給について

子ども課子育て支援係
TEL：0126-35-5133
FAX：0126-25-2995

よくある質問

Q 所得制限はありますか？

A 所得制限はありません。

Q 妊娠の届出、出生の届出の後、引っ越した場合はどうなりますか？

A 申請する時点でお住まいの市町村にご相談ください。

Q 里帰り出産の場合はどうなりますか？

A 住民票のある市町村から支給します。
住民票のある市町村又は里帰り先での面談が必要です。

Q 双子の場合はどうなりますか？

A 出産応援給付金は5万円、子育て応援給付金は10万円が給付されます。

Q 流産・死産となりました。出産応援給付金の支給を受けることはできますか。

A 妊娠届出後、流産・死産となった場合でも、出産応援給付金の対象となります。
出生届出後に死亡した場合は、子育て応援給付金も対象となります。

Q 令和4年4月1日より前に妊娠届出をし、令和4年4月1日以降に出産をしました。この場合、出産応援給付金の対象にはならず、子育て応援給付のみ給付されるのでしょうか？

A 出産応援給付金・子育て応援給付金両方の給付対象となります。

Q DV（ドメスティックバイオレンス）などにより、やむを得ず、住民票を元の住所地から異動させずに別の市町村に避難しています。この場合、住民票のある市町村・避難先の市町村のどちらへ出産応援金の申請をすればよいですか？

A 避難先の市町村で面談を受けた場合は、当該避難先の市町村に申請することができます。
事前にご相談ください。

Q 父母が離婚協議中などにより別居している場合、子育て応援給付金は誰が受け取るのでしょうか？

A 子どもと同居している養育者が面談実施後、申請することにより給付対象となります。